

### 3月 は自殺対策強化月間

#### 自殺は現代における社会問題

ストレス社会といわれる現代では、さまざまなストレスを感じ、どこか心の調子がよくなかったり、悩んだりすることも珍しくありません。ストレスを発散できずため続けると「うつ病」になり重症化し、自ら命まで絶ってしまうケースもあります。この自殺も大きな社会問題となっています。県内の平成27年の自殺者数は262人で、年齢別では50歳代が最も多く、次いで70歳代、30歳代の順になっています。

#### あなたにもできる自殺予防運動

- 家族や仲間の変化に気付き、声を掛ける ～気付き～**
- ・発言や行動、体調の変化など心の悩みやさまざまな問題を抱えている人が発するサインになるべく早く気付きましょう
  - ・変化に気付いたら「眠れますか」など自分にできる声掛けをしましょう

- 本人の気持ちを尊重し耳を傾ける ～傾聴～**
- ・悩みを聞くときは時間をかけて、できるかぎり傾聴しましょう
  - ・話題を変える、訴えや気持ちを否定する、表面的な励ましをすることは逆効果です。本人の気持ちを尊重し、共感し、自分が相手を大切に思う気持ちを伝えましょう
- 早めに専門家に相談するよう促す ～つなぎ～**

- ・公的相談機関、医療専門機関などの専門家への相談につなげましょう
  - ・相談を受けた側も一人で抱え込まず、プライバシーに配慮して家族などの協力を求め、連携しましょう
- 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る ～見守り～**
- ・自然な雰囲気や声を掛け、焦らずにやさしく寄り添いながら見守りましょう
  - ・必要に応じてキーパーソンと連絡を取り、専門家に情報を提供しましょう

#### 抱え込まず、関係機関に相談を

- ・長崎いのちの電話 ☎095-842-4343 (9時～22時、毎月第1・3土曜は24時間)
  - ・東京自殺防止センター ☎03-5286-9090 (20時～翌朝6時、年中無休。火曜は17時～翌朝6時)
- ※うつ病や精神疾患などのご相談や精神科医療機関などの問い合わせは障がい福祉課へどうぞ。

☎障がい福祉課 ☎24-1111

### 3月、4月の休日窓口をご利用ください

引越し時期の混雑を避けるため、市役所本庁舎と中央保健福祉センターの休日窓口をご利用ください。

開庁日 3月26日(日)、4月2日(日) 9時～17時

窓口	取り扱い業務
戸籍住民課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録など ※広域交付住民票の取り扱いはできません。
保険料課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課、納付相談
学校教育課 (本庁舎11階)	新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談
子ども支援課 (すこやかプラザ4階)	児童手当、児童扶養手当、子どもの医療費助成、保育所の入所相談

※他の関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日あらためて来庁していただく場合があります。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

### 臨時福祉給付金(経済対策分)

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、昨年度に引き続き、所得の低い方々を対象に臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。対象者と思われる人には3月31日(金)から順次申請書を送付しますので、早めの手続きをお願いします。

**対象者** 平成28年1月1日時点で本市に住民登録があり、平成28年度市民税(均等割)が課税されない人(対象者を扶養する人が課税されている場合や生活保護の被保護者は対象外)

**給付額** 対象者1人当たり15,000円(1回だけ)  
**申請期間** 4月3日(月)～8月31日(木)  
 ※申請方法など、詳しくは広報させば4月号や市HPに掲載します。詳しくはお尋ねを。

#### DV被害者の事前申し出

配偶者からの暴力を理由に住民登録ができていない人で一定の要件に該当する場合は本市で申請できます。

☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

### 固定資産税についてのお知らせ

#### 固定資産税にかかる土地・家屋価格などの閲覧・縦覧

- ①帳簿の縦覧＝平成29年度の固定資産税(土地・家屋)の基礎となる評価額が記載された縦覧帳簿を見ることが出来ます
- ②台帳の閲覧＝平成29年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額等が記載された課税台帳を見ることが出来ます

**と き** ①4月3日(月)～5月1日(月)  
 ②4月3日(月)～来年3月30日(金)  
 ※平日8時30分～17時15分。

**と ころ** ①②とも資産税課、各支所、宇久行政センター  
 ※①の支所、宇久行政センターは管内分だけ。

**対 象** ①納税者とその同居家族、納税管理人、代理人

(委任状が必要)

- ②納税義務者とその同居家族(5月2日(火)以降は委任状が必要)、代理人(委任状が必要)、納税管理人、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸契約書等が必要)

※窓口では本人確認のため、運転免許証などの身分証明書の提示が必要です。納税通知書や課税明細書を持っている人は持参してください。

#### 固定資産税路線価と標準宅地の価格の閲覧

**と き** 4月3日(月)以降の平日8時30分～17時15分  
**と ころ** 資産税課、6階・行政資料閲覧コーナー

☎資産税課 ☎24-1111

### 軽自動車税についてのお知らせ

#### 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

持ち主の変更、廃車、転出、盗難に遭った場合などは、3月31日(金)までに手続きしてください。原付バイク等を廃車にするときは、必ずナンバープレートを取り外してください。

#### 問い合わせ

- ・125cc以下の原付バイク、小型特殊車⇒資産税課 ☎24-1111
- ・二輪小型車  
⇒佐世保自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2084
- ・軽二輪、軽三輪、軽四輪⇒軽自動車協会 ☎31-1385

#### 身体障がい者等の軽自動車税の減免

身体障害者手帳の所有者や公益のための軽自動車を所有し、かつ一定の条件を満たす法人などは、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくはお尋ねください。

申請期間 4月3日(月)～5月31日(水)の平日

#### グリーン化特例(軽課)の延長

平成28年4月～平成29年3月に新規取得した軽四輪車等で、次の基準を満たす車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り、軽課が適用されます。

#### 軽四輪車等の平成29年度の軽課適用税額一覧

車種	軽課			通常の税額(参考)		
	電気軽自動車等	乗用＝平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物＝平成27年度燃費基準+35%達成車	乗用＝平成32年度燃費基準達成車 貨物＝平成27年度燃費基準+15%達成車	①平成27年3月以前に取得 ②平成27年4月以後に取得 ③平成16年3月以前に取得(経年車重課)		
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	①3,100円 ②3,900円 ③4,600円		
軽四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	①7,200円 ②10,800円 ③12,900円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	①5,500円 ②6,900円 ③8,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	①4,000円 ②5,000円 ③6,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	①3,000円 ②3,800円 ③4,500円

※軽課は平成29年度だけ適用。ガソリン車・ハイブリッド車は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限りです。

※平成28年度軽課適用車両の平成29年度の税額は、通常の税額(上記の表②)となります。

☎資産税課 ☎24-1111



市制施行 115 周年記念式典 ～市政功労者表彰式～



本市はことし 115 周年の節目を迎えます。記念式典では地方自治や社会福祉、教育文化などさまざまな分野で功績があった皆さんを市政功労者として表彰します。

**と き** 4月1日(土)10時～12時

**と ころ** アルカス SASEBO・中ホール

**内 容** 記念講演「115 周年の節目を記念して、これからの市政の取り組みについて(佐世保市長 朝長 則男)」、クルーズ船のお見送りでおなじみのスターライトスクールによるパフォーマンスなど

☎秘書課 ☎24-1111

本庁舎 1 階リニューアル工事完了に伴い窓口を移動します



リニューアル後の窓口(イメージ)

本庁舎 1 階のリニューアル工事が完了し、工事期間中に 13 階で業務を行っていた窓口を全て 1 階に移動します。今後も市民の皆さんにとって使いやすい窓口を目指していきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

**業務開始日** 3月13日(月)

**移動する窓口** 戸籍住民課の全ての窓口、医療保険課の一部の窓口(国民年金、特定健診、特定保健指導に関する手続き)

※リニューアルに伴い移設していた「証明書自動交付機」は、引き続き「すこやかプラザ 1 階」に設置しています。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

「長崎と天草地方の  
潜伏キリシタン関連遺産」  
のユネスコへの推薦が決定

1月20日に開催された閣議で、本市の黒島の集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、推薦書(正式版)をユネスコ世界遺産センターへ提出することが了解されました。

昨年2月の推薦取り下げからわずか1年で再び正式な推薦を受けることとなったことは、関係団体の皆さん、地元黒島地区の住民の皆さんなど多くの方々のご理解とご協力のたまものであり、改めてお礼を申し上げます。

2月1日には、推薦書(正式版)が国からユネスコに提出されることになり、ことし秋にはイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査等が行われる予定です。

平成30年の世界遺産登録実現を目指して、国・県をはじめ関係自治体の皆さんとの連携を一層密にするとともに、市民の皆さんと一体となって全力で取り組んでいきます。

☎社会教育課 ☎24-1111

